南相馬市鹿島区で情報関連事業を営む申立会社について、原発事故による従業員らの避難等を原因とする売上減少があったことを認め、事故時から平成25年5月分までの逸失利益が賠償された事例。

(全部)和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目		期間	
ア	逸失利益	自	平成23年3月11日
1	本件和解仲介に関する弁護士費用	至	平成25年5月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、

ア	逸失利益	金87, 149, 000円
1	本件和解仲介に関する弁護士費用	金2,615,000円

の合計金89,764,000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が

記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月30日

(仲介委員 板垣眞一)